

大和市告示第123号

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年6月12日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	園児が属する世帯の階層区分	園児 1 人当たりの補助限度額 (年額)				
		小学校第 1 学年から第 3 学年までに在籍する兄又は姉がいない場合			小学校第 1 学年から第 3 学年までに在籍する兄又は姉がいる場合	
		1 人が就園している場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (以下「第 1 子」という。)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の者	小学校第 1 学年から第 3 学年までに在籍する兄又は姉を 1 人有し、就園している場合の最年長者	小学校第 1 学年から第 3 学年までに在籍する兄又は姉を 1 人有し、同一世帯から 2 人以上就園している場合の左以外の者及び小学校第 1 学年から第 3 学年までに在籍する兄又は姉を 2 人以上有している園児
1	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による保護を受けている世帯	308,000 円				
2	当該年度分の市民税が非課税又は市民税の所得割の額が非課税の世帯	199,200 円	253,000 円	308,000 円	253,000 円	308,000 円
3	当該年度の市民税の所得割の額が 34,500 円に A 及び B の合計を加えた額以下の世帯 A 16 歳未満	115,200 円	211,000 円	308,000 円	211,000 円	308,000 円

	<p>の扶養親族 （所得税法 （昭和40 年法律第33 号）に規定す る扶養親族を いう。以下同 じ。）の数× 21,300 円</p> <p>B 16歳以上 19歳未満の 扶養親族の数 ×11,100 円</p>					
4	<p>当該年度の市民税 の所得割の額が1 71,600円 にC及びDの合 計を加えた額以 下の世帯</p> <p>C 16歳未満の 扶養親族の数× 19,800円</p> <p>D 16歳以上 19歳未満の 扶養親族の数 ×7,200 円</p>	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
5	<p>当該年度の市民税 の所得割の額が 242,000 円にC及びDの 合計を加えた額 以下の世帯</p> <p>C 16歳未満の 扶養親族の数× 19,800円</p> <p>D 16歳以上</p>	22,000円	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

	19歳未満の 扶養親族の数 ×7,200 円					
6	上記以外の世帯	12,000円	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

備考

- 1 この表において「所得割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。
- 2 区分の認定は、園児と生計を同じくする父母及びそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）に対する課税額の合計額によって行う。ただし、扶養親族がいない世帯の園児1人当たりの補助限度額は、12,000円とする。
- 3 年度の途中に入園した場合において、保育料を在園期間に応じて支払うときの補助限度額（扶養親族がいない世帯の園児に係るものを除く。）の算定方法は次のとおりとする。ただし、区分5の項第1子の欄及び区分6の項第1子の欄の補助限度額についてはこの限りでない。

$$\text{補助限度額} = (\text{各区分に規定する金額}) \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15$$
- 4 園児が属する世帯の階層区分は、該当する階層区分のうち最も所得割の額が低い階層区分に属するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。